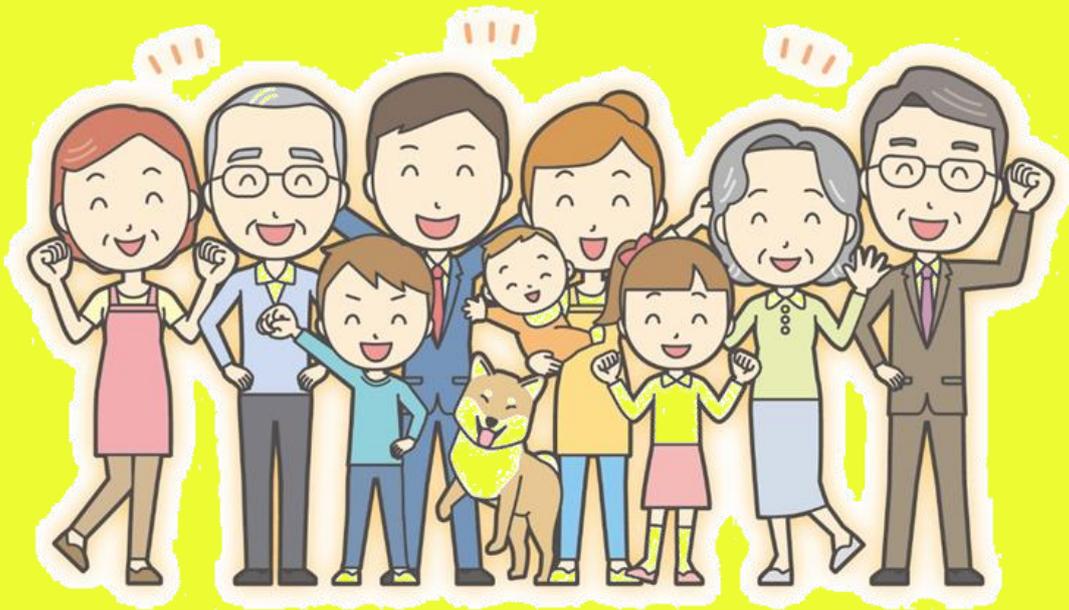


令和2年度～6年度

第6期

地域福祉実践計画

～広げよう支え合い！つなごう地域の力！～



社会福祉法人
黒松内町社会福祉協議会

はじめに

少子高齢化や人口減少が進む中、世帯構造についても高齢化や単身世帯の増加等、生活スタイルが多様化しています。

また、認知症高齢者の増加や地縁の脆弱化等、公的な制度だけでは対応できない生活問題が顕在化しています。

こうした中で、地域で安心・安全に暮らし続けるには、地域住民が互いに助け合い・支え合う小地域活動ネットワークが構築され機能することが大切です。社会福祉協議会では、住民と共に進めてきた小地域福祉活動や在宅福祉サービスの実践やネットワークを基盤としながら、住民主体の地域福祉を推進しており、これは生活困窮者への支援の展開、地域における権利擁護体制の構築への取り組みとともに繋がるものと考えております。

第6期地域福祉実践計画の策定にあたっては、第5期地域福祉実践計画に言う地域共生社会の実現に向けて、住民・関係機関・行政と協働して課題を整理・評価して参りました。

その上で「広げよう支え合い、つなごう地域の力」を基本目標に、地域住民が日々安心して暮らし続けられるように、役職員一同取り組んで参ります。

地域住民の皆様をはじめ、各種団体・関係機関など多くの皆様のご支援・ご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和2年4月

社会福祉法人
黒松内町社会福祉協議会
会長 谷 口 徹

目 次

1. 計画策定の趣旨	1
1) 地域福祉実践計画とは	
2) 地域福祉実践計画の目的	
3) 地域福祉実践計画の位置づけと背景	
2. 社会福祉協議会とは	3
1) 事業内容	
2) 黒松内町社会福祉協議会組織図	
3. 基本目標と基本計画	5
1) 基本目標	
2) 基本計画	
4. 計画及び事業の体系	6
5. 年次計画書	7
基本計画①	
住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり	
基本計画②	
黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり	
基本計画③	
黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり	
基本計画④	
地域福祉推進のための組織づくり	
6. 計画策定の経過	13
7. 第6期地域福祉実践計画策定委員会 設置要綱	14
8. 第6期地域福祉実践計画策定委員会 名簿	16

1. 計画策定の趣旨

1) 地域福祉実践計画とは

地域福祉実践計画は、社会福祉協議会（社協）が地域福祉の推進を図ることを目的とする団体としての役割と社会的責任を果たすために、今後の対応方針・活動方針を地域住民の皆さんに明らかにする計画です。

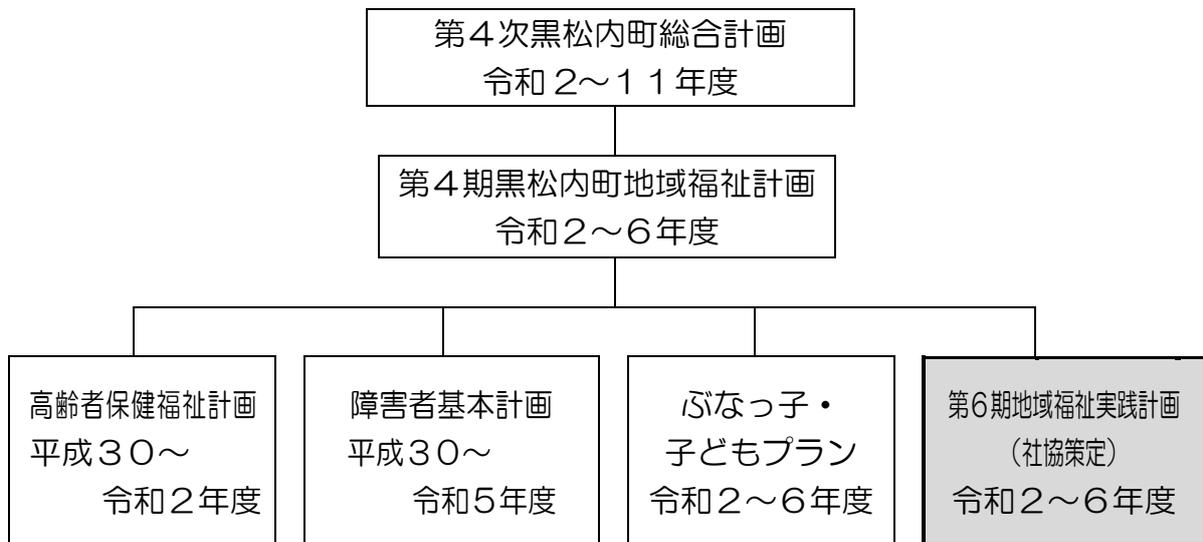
2) 地域福祉実践計画の目的

- ①黒松内の生活課題を共通に認識するとともに、福祉活動の目標について、お互いの役割分担や協力して行う活動が明らかになる。
- ②長期計画を策定することにより、地域福祉活動が体系的にすすめられる。
- ③住民の福祉活動の展開が明らかになることにより、町地域福祉計画への連携促進が図られる。
- ④住民の福祉活動が豊かに用意されることで、福祉サービスの総合化が進められる。



【第6期地域福祉実践計画策定委員会の様子】

3) 地域福祉実践計画の位置づけと背景



人口減少とともに、高齢化・少子化が進行する中、景気・所得低迷の影響などにより、住民生活に様々な課題が生じています。

特に地域福祉を支える活動の担い手不足や地域でのつながりの希薄化なども指摘され、住民・行政・関係機関が連携・協働しながら「地域の福祉力」を高めていくことがこれまで以上に必要となっています。

住み慣れた地域で地域社会の一員として、自立した生活を送ることや、自分の意志で様々な社会活動に参加し、近所同士による「ちょっとした支え合いや見守り」ができるような地域づくりを進めるような取り組みが重要となります。

社協では、町地域福祉計画と連携をとりつつ、昨年度まで展開した「第5期地域福祉実践計画（平成27年度～令和元年度）」の課題を整理して、住民の目線に立った「第6期地域福祉実践計画」の策定に取り組みました。



2. 社会福祉協議会とは

社協は、地域福祉の増進を図ることを目的とする「社会福祉法」に位置付けられた民間団体です。

公共性、公益性の高い民間非営利団体で、住民主体の理念のもと誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉を推進する中心的な団体として位置されています。

1) 事業内容

社協の事業は、「社会福祉法」において、以下のとおり規定されています。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 前3つに掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

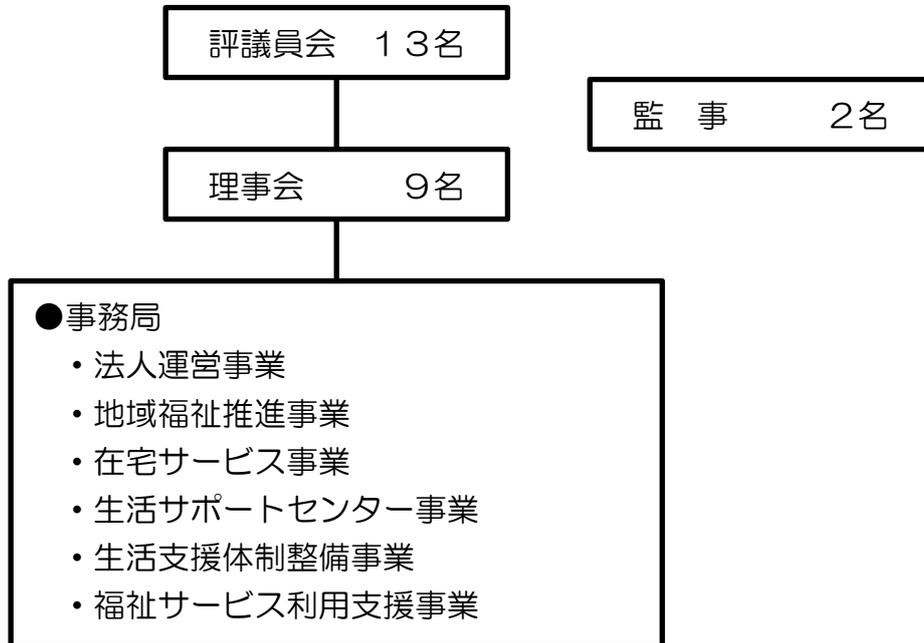
「住み慣れた黒松内で、イキイキと家族や友人と暮らしたい。」これは皆さんの共通の願いです。こうした願いをかなえるために、お互いに支え合うことが必要です。

黒松内町では町民の皆さん一人ひとりが福祉のまちづくりの担い手であり、そしてサービスや支援の受け手でもあります。

社協は、町民一人ひとりの願いや想いに応える活動を積み重ねながら、安全・安心に生活できる「福祉のまちづくり」に積極的に取り組んでいます。



2) 黒松内町社会福祉協議会組織図



【法人運営事業】

社協組織や財政及び事務局体制の基盤強化と健全な運営を図る

【地域福祉推進事業】

住民相互の支え合い活動の促進のため、住民の集う機会づくりや交流を図る場の創造、福祉施設の利用者も含めた住民同士の関係づくりを推進する

【在宅サービス事業】

地域において誰もが地域社会の一員として生活を継続できるための、利用者本位の福祉サービスの推進

【生活サポートセンター事業】

判断能力が十分でない認知症及び知的障害並びに精神障害の町民が地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度の利用支援等及び生活困窮者自立支援に関する相談支援を行う

【生活支援体制整備事業】

生活支援コーディネーターの配置、住民主体の協議体の設置、社会資源の把握やニーズ調査などを行いながら、地域で支え合う体制づくりを推進する

【福祉サービス利用支援事業】

高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるよう、心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行う

3. 基本目標と基本計画

1) 基本目標

町地域福祉計画と緊密な連携を図り、生活課題の把握と住民参加、利用者主体のサービスの実現、サービス総合化の確立、生活関連分野の連携等を強く意識し、そのための社会福祉事業の健全な発達、福祉サービスの適切な利用促進、地域福祉活動への住民参加の促進を図ることを目指し、全道社協共通の目標「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」をふまえ、社協として本計画の独自目標を定め、計画を推進します。

基本目標

「広げよう支え合い、つなごう地域の力」

2) 基本計画

基本目標をより具体化し、実現しやすくするために、次の4つの基本計画を柱にして推進します。

1

住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

2

黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

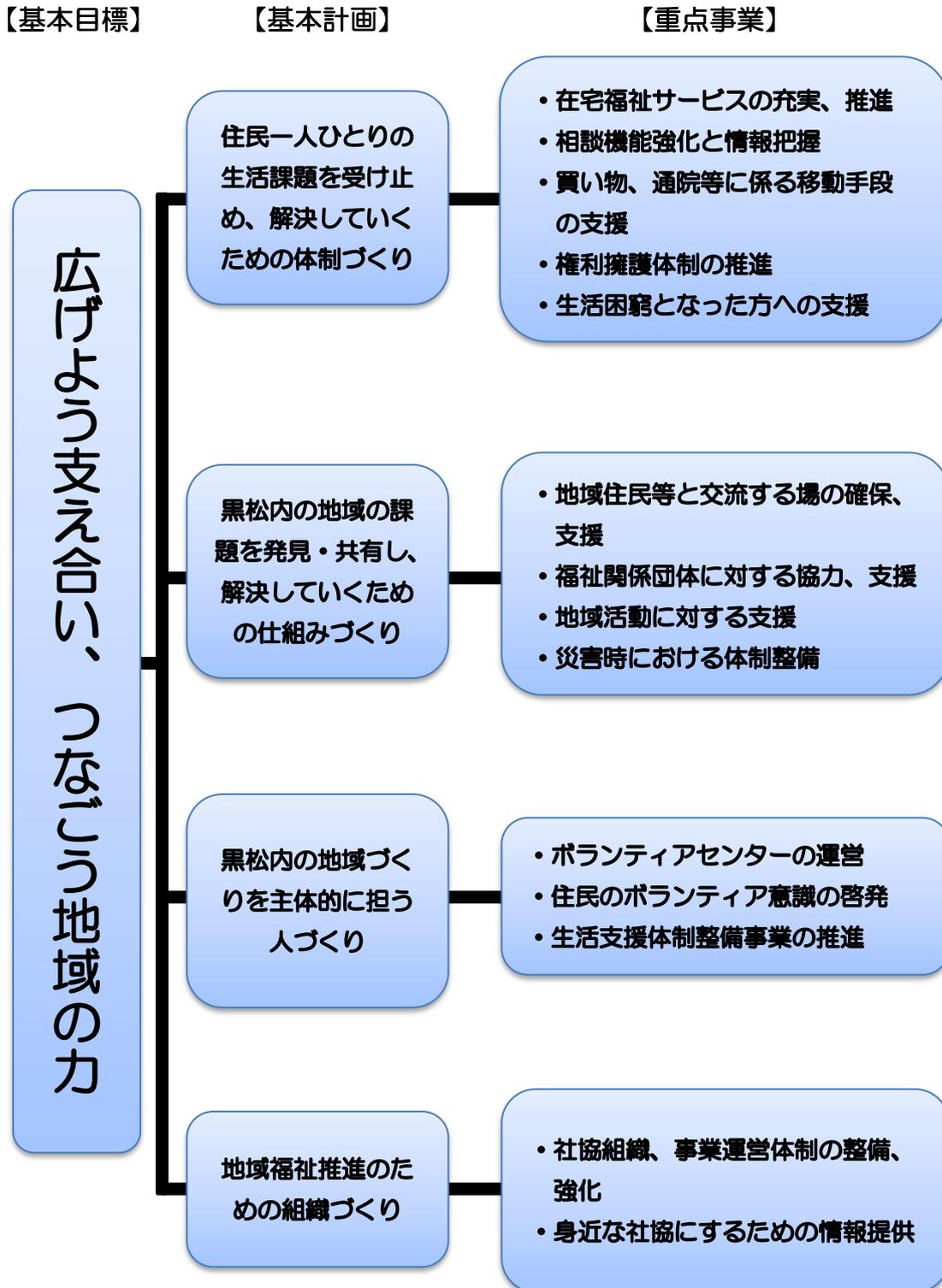
3

黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

4

地域福祉推進のための組織づくり

4. 計画及び事業の体系



5. 年次計画書

基本計画①

住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

【現状と課題】

少子高齢化により、世帯環境等も大きく変化しています。単身世帯の増加や社会的孤立、生活困窮など複雑化した問題が明らかとなってきています。
 今後も住み慣れた環境で安心して生活するために、福祉用具の貸出や安否確認サービス事業等を継続して実施してまいります。
 生活困窮となった方への支援では、経済的な困窮だけではなく、複雑・多様な問題を抱えている場合もあるため、行政など関係機関との連携強化も必要となります。
 さらに、生活サポートセンター事業では、生活困窮だけではなく成年後見制度等の権利擁護体制の推進も行います。

【具体的実践項目】 ○ 継続 ◎ 強化

重点事業①-1 在宅福祉サービスの充実・推進

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■安否確認サービス事業の実施 独居高齢者の安否確認の訪問や電話を週1回行う	○	○	○	○	○
2	■福祉用具の貸出 一時的な利用者に対し、ベッド・車いす等を無料で貸し出しをする	○	○	○	○	○
3	■紙おむつ支給事業の実施 常時おむつを必要とする高齢者等を介護する家庭の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつを支給する	○	○	○	○	○
4	■緊急通報装置設置事業 高齢者宅へ、緊急時にボタンを押せば消防へつながる装置を設置する	○	○	○	○	○
5	■除雪サービスの実施 自力で除雪することが困難な世帯へボランティア除雪や委託除雪を行う	○	○	○	○	○

重点事業①-2 相談機能強化と情報把握

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■総合相談の実施 日常生活やサービス等の困りごとの相談に応じる	○	○	○	○	○
2	■地域ケア会議への参加 地域ケア会議への参加を通して、住民や専門職等からの情報の把握に努める	○	○	○	○	○

重点事業①-3 買い物、通院等に係る移動手段の支援						
実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■在宅高齢者外出支援事業の実施 安否確認サービスの利用者を対象に年に数回、外出を支援する	○	○	○	○	○
2	■移動手段の支援 移送サービスでは、利用登録者の通院等の送迎を行う	◎	◎	◎	◎	◎
外出支援について、対象者や方法を町と協議する						
重点事業①-4 権利擁護体制の推進						
実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■成年後見制度の推進 制度利用に関する相談・支援・周知活動等を行う	○	○	○	○	○
2	■日常生活自立支援事業 判断能力のある高齢者・障がい者の方を対象とした福祉サービスの利用援助や金銭管理等を行う	○	○	○	○	○
重点事業①-5 生活困窮となった方への支援						
実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■愛情銀行貸付事業の実施 生活が困窮している方へ、一時的な生活費の貸し付けをする	○	○	○	○	○
2	■生活福祉資金貸付事業の実施 道社協から受託し、低所得者・障がい者・高齢者世帯等の貸し付けについて相談対応する	○	○	○	○	○
3	■生活困窮者自立支援制度事業の実施 生活に困窮している方々の一次相談窓口として、関係機関と連携を図る	○	○	○	○	○



【除雪ボランティアの様子（福祉施設職員）】

基本計画②

黒松内の地域の課題を発見・共有し、解決していくための仕組みづくり

【現状と課題】

住民相互による支え合い活動は、小地域活動ネットワークや各福祉団体等で活発に取り組まれています。

しかしながら、地域行事への参加人数、会員数の減少が顕著であり、各福祉団体等への支援が必要となります。

ふれあいのまちづくり事業は年間を通して、福祉施設と地域住民の交流を行っており、住民にとっては施設の取り組みを知る機会となり、施設にとっては地域貢献や地域住民とのつながりを持つ機会となるため、今後も内容を見直しつつ継続して実施します。

【具体的実践項目】 ○ 継続 ◎ 強化

重点事業②-1 地域住民等と交流する場の確保・支援

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■ふれあいのまちづくり事業の実施 共に支え合って暮らすことのできる地域づくりを目指し、福祉施設・地域住民・世代間の交流等を行う	○	○	○	○	○
2	■社会福祉大会の開催 福祉や福祉活動を知る機会、住民による福祉を推進するための大会を開催する	○	○	○	○	○
3	■サロン活動の実施 地域でのふれあいや仲間づくりのきっかけとなるようサロン活動を実施する	○	○	○	○	○

重点事業②-2 福祉関係団体に対する協力・支援

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■福祉団体の支援 老人クラブ連合会、身体障害者福祉協会、子ども会育成連合会、ボランティアサークル小鳥のうた、黒松内手話会といった当事者組織の事務局として支援をする	○	○	○	○	○

重点事業②-3 地域活動に対する支援

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■小地域活動ネットワーク事業の実施 地域の見守りや助け合いにつながる活動をしている町内会に対し、その活動内容に応じた助成を行う	○	○	○	○	○
2	■レクリエーション器具等の備品貸出事業 地域交流を支援するためスカットボール等のレクリエーション器具等の貸し出しをする	○	○	○	○	○

重点事業②-4 災害時における体制整備

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■防災に関する事業の実施 災害ボランティアセンターマニュアルの整備、 防災に関する講習会の実施を行う	◎	◎	◎	◎	◎
		北海道社会福祉協議会のマニュアルを参照に整備する				



【黒松内町社会福祉大会の様子】



【ビーフ天国へ出店した社協ブースの様子】

基本計画③

黒松内の地域づくりを主体的に担う人づくり

【現状と課題】

ボランティア活動は、ボランティアセンターを設置して、活動者の養成や交流会を行っておりますが、年齢層が限定されてきております。地域住民の主体性を中心に置き、住民同士が共に生き、暮らし続けられる地域としていくことを支援するため、福祉学習の支援や研修会を実施し、住民に対してボランティア意識の啓発を行います。

さらに、生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターによる地域における支え合い活動の仕組みづくりや社会資源の開発も強化してまいります。

【具体的実践項目】 ○ 継続 ◎ 強化

重点事業③-1 ボランティアセンターの運営						
実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア運営委員会の設置 ボランティアセンターの適切な運営を管理、活動状況について協議する 	◎	◎	◎	◎	◎
		町内外の活動を参照に有償ボランティアについて協議する				
2	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア交流会の開催 ボランティア活動者同士の情報交換やセンターの充実のため交流会を行う 	○	○	○	○	○
3	<ul style="list-style-type: none"> ■ ボランティア研修会の参加 町内外で開催するボランティア研修会へ参加する 	○	○	○	○	○
4	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉施設ボランティアの実施 町内にある福祉施設へボランティアの派遣を行う 	○	○	○	○	○
重点事業③-2 住民のボランティア意識の啓発						
実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 福祉学習へ協力 学校や団体等に車いすの使い方等の福祉学習への支援を行う 	○	○	○	○	○
2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 収集ボランティア活動の支援 リングプル・ペットボトルキャップ・使用済み切手等の収集に協力する 	○	○	○	○	○
重点事業③-3 生活支援体制整備事業の推進						
実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 協議体の設置と運営 協議体を設置・運営し、より良い地域づくりについて協議する 	○	○	○	○	○
2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 社会資源の把握と創出 多様な機関と情報共有・連携を図りながら、社会資源の把握や足りない資源の創出に努める 	○	○	○	○	○

基本計画④

地域福祉推進のための組織づくり

【現状と課題】

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と、社会福祉に関する活動を行うものが参画する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命を実現するために、組織や財政及び事務局体制の基盤強化と健全な運営を図ります。

共同募金・歳末助け合い募金では、景気の低迷もあり募金額が減少しております。ご当地ピンバッジの作成など多彩な方法で、周知に努めていきます。

【具体的実践項目】 ○ 継続 ◎ 強化

重点事業④－１ 社協組織、事業運営体制の整備・強化

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■評議員会・理事会の開催 管理体制の強化、組織力向上、法人運営の充実を図る	○	○	○	○	○
2	■監事監査の実施 透明性を持った運営を行うため、四半期毎の監事監査を実施する	○	○	○	○	○
3	■地域福祉実践計画評価委員会の開催 地域福祉実践計画の進捗状況を評価する	○	○	○	○	○
4	■行政、福祉施設等関係機関との連携 福祉課題やニーズに、柔軟に対応するために各機関と連携を図る	○	○	○	○	○
5	■個人情報保護の徹底 個人情報の適切な取り扱いを徹底する	○	○	○	○	○
6	■共同募金、歳末助け合い募金の実施 募金運動を行い、地域福祉活動への有効な活用を図る	○	○	○	○	○
7	■苦情解決システムの構築 適切な苦情解決に取り組み、組織の信頼性を高める	○	○	○	○	○

重点事業④－２ 身近な社協にするための情報提供

実践項目		年度				
		2	3	4	5	6
1	■広報誌の発行 広報誌「社協だより」を発行し、社協活動等を周知する	○	○	○	○	○
2	■ホームページの運営 社協活動を広く周知するため、ホームページの運営を行う	○	○	○	○	○

6. 計画策定の経過

地域福祉実践計画評価委員会

回数	開催日	内容
第1回	平成28年2月8日 平成28年3月4日	年度毎に2回評価委員会を開催し、第5期地域福祉実践計画の実施項目について、実施状況や今後の方向性について評価を行う。 評価内容を第6期地域福祉実践計画へ活用した。
第2回	平成29年2月3日 平成29年3月3日	
第3回	平成30年2月21日 平成30年3月1日	
第4回	平成31年2月20日 平成31年3月8日	

第41回黒松内町社会福祉大会

開催日	内容
令和元年10月26日	アンケートを実施し、手助けしてほしいこと等のニーズや意見の調査を行った。

第6期地域福祉実践計画策定委員会

回数	開催日	内容
第1回	令和元年7月4日	実践計画策定の進め方 第5期地域福祉実践計画の評価について
第2回	令和2年2月21日	第6期地域福祉実践計画(素案)について

黒松内町社会福祉協議会 理事会 評議員会

会議	開催日	内容
理事会	令和2年3月16日	第6期地域福祉実践計画(原案)について
評議員会	令和2年3月25日	第6期地域福祉実践計画(原案)について

7. 第6期地域福祉実践計画策定委員会 設置要綱

(目的及び設置)

第1条 令和2年度からの5カ年計画である第6期地域福祉実践計画の策定、又は変更に関し、町民各層の意見を反映させるため、第6期地域福祉実践計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域福祉実践計画の調査及び研究に関すること
- (2) 地域福祉実践計画の策定、又は変更に関すること
- (3) 総合的な地域福祉の推進に関すること
- (4) その他目的達成に必要と認められる事項

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから委員20名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会福祉施設関係者
- (4) 福祉団体関係者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) 町民団体関係者
- (7) その他黒松内町社会福祉協議会会長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、令和元年6月17日から令和2年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、黒松内町社会福祉協議会に置き、その庶務を行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月17日から施行する。

8. 第6期地域福祉実践計画策定委員 名簿

任期 令和元年 6月17日～令和2年 3月31日

氏 名	選出区分	備 考	氏 名	選出区分	備 考
津田 利幸	社協理事	委員長	佐々木麗子	ボランティア活動者	
中 村 昭	老人クラブ 連合会長		富谷 和子	地域代表 (共心)	
柴 田 綾	ぶなっ子 クラブ代表		今井 順子	民生委員	
出口 雅昭	教育関係 経験者		武田 洋子	民生委員	
吉 田 剛	緑ヶ丘ハイツ	副委員長	井 澤 寛	身障協会長	
嶋 宏 志	湯の里・黒松内		片桐 澄子	地域代表 (熱郭公住)	
出 口 巧	保健福祉課長		大友 景三	地域代表 (大成・東川)	
成田志津代	女性会代表		安田 研二	地域代表 (1区)	
土 肥 薫	ボランティア 活動者		増 山 明	民生委員	
広瀬 忠春	地域代表 (7区)		谷口 一夫	地域代表 (角十)	

令和2年4月 発行

社会福祉法人 黒松内町社会福祉協議会

〒048-0101 寿都郡黒松内町字黒松内586番地1
黒松内町保健福祉センター内
TEL 0136-72-3124 FAX 0136-72-3838